# 利用及び第三者提供に係るルール等について

# 利用及び第三者提供に係るルール等に係る精緻化検討のスコープ①

## ビジネス関係図

都市の3Dデジタルマップを多様な主体が整備・更新する。

情報収集・整備/更新の観点だけではなく、庁内を含む様々な主体での利用を想定する



官民連携DPF

契約

関係部局 行政内利用 (所管部局)

政策立案・分析等の事務

公共施設の維持・管理事業

法定図書の整備・更新

サービス利用者

サービス開発/提供者 データ作成/加工者

### 利用者への許諾の範囲

実データの提供(ダウンロード)、閲覧制限な どの提供方法や利用方法を想定した許諾範囲の 設定が必要

### 3Dデジタルマップの知的財産権・二次著作物 のライセンス

プロダクトの知的財産権、収集情報のライセン ス、加丁して牛成した二次著作物のライセンス の設定が必要

### 契約形態(買取・利用)

収集後の行政内利用や様々なサービスに利用可 能なライセンスの設定(利用権契約による二次 的著作物の作成や、第三者提供等の可否等の条 件) が必要

費用・更新頻度・契約期間の設定が必要

### 契約形態(委託・利用)

整備・更新に必要な素材(点群データ・写真 等)の収集のための契約形態の設定が必要 費用・更新頻度・契約期間の設定が必要

#### 製品仕様

取得地物・品質(精度)・形式の設定が必要

データ仕様 法的

運用

現地計測 (データ取得者) 委託

#### データのライセンス 契約

庁内利用の定義 (範囲) やライセンスの 範囲内であることの確認が必要(市町 村・他の府県への利用の場合のライセン スの設定)

### 法定図書への活用

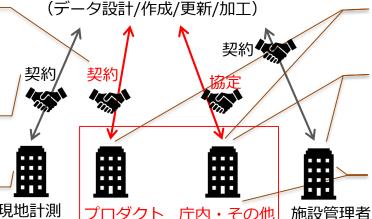
法定図書に活用可能とす るための品質や手続き、 運用ルールの確認が必要

### オープン化ルール

CC-BYを前提とし、どこまでを公開するか・制限をかけるか検討が必 要(柔軟にライセンスを組み合わせていける形(デュアルライセン ス) も視野に入れる)

# 3Dデジタルマップ提供者

行政機関



販売者

### 製品仕様

対象地物・品質(精度)・形式が3 Dデジタルマッ プの製品仕様と整合するか確認が必要

### 契約形態

提供・公開のためのルールや、提供するためのイン センティブの確保

#### 提供・公開可能な情報

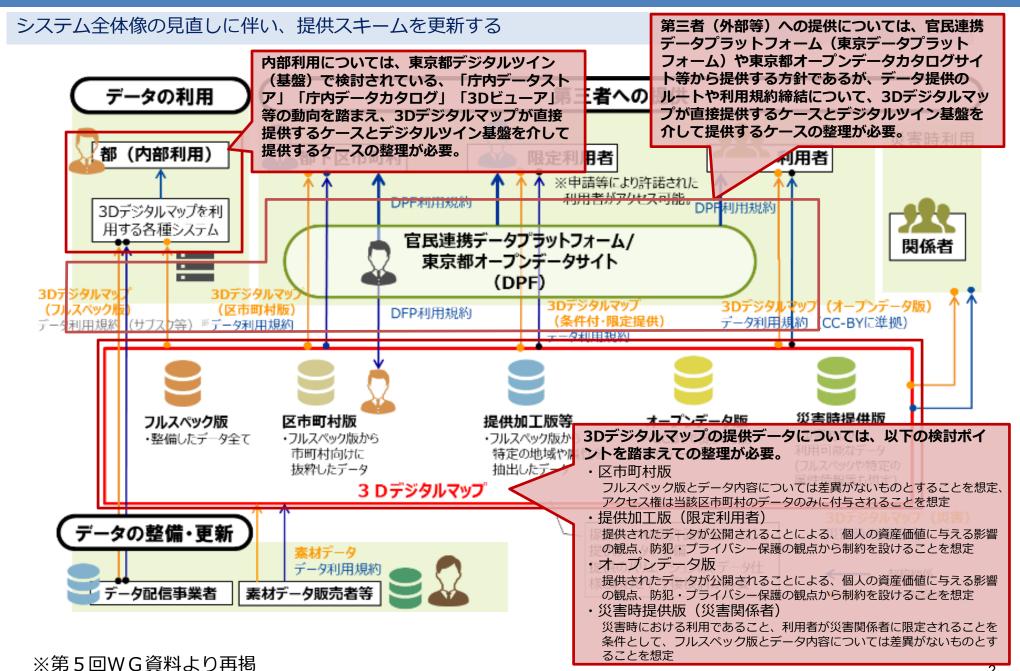
セキュリティ等を考慮した、提供・公開可能な範囲 (定義) の設定が必要

### 協定形態

利用目的・利用方法等の取決め・協定の締結が必要

※第5回WG資料より再掲

# 利用及び第三者提供に係るルール等に係る精緻化検討のスコープ②



# 3 Dデジタルマップのデータリソースとの関係について(1)

### 想定されるリソースデータ提供関係者とリソース内容

リソースデー タ提供関係者	想定される リソース提供者	想定されるリソース提供者の例 (提供リソースの例)	リソースデータに対する権利 (著作権・使用権・二次利用)
現地計測(デーク取得者)委託	<ul><li>・3Dデジタルマップ提供者から委託する委託先事業者</li></ul>	<ul><li>・測量業者 (航空写真、航空レーザ、MMS点群ほか)</li><li>・(株) ミッドマップ東京 (DSM・経年変化箇所情報等・都市計画基本 図 ほか)</li></ul>	• 3Dデジタルマップ提供者が、リソースデータ の著作権(所有権)を有する
プロダクト販売者	<ul><li>プロダクトに対する利用権(使用権)を販売する事業者</li></ul>	<ul> <li>(株) NTTデータ (高精細地形データ・ビルティング3Dデータ)</li> <li>(株) ゼンリン (3D都市モデルデータ・広域3次元モデルデータ)</li> <li>(株) キャドセンター (REAL 3DMAP)</li> <li>ライカジオシステムズ(株) (オルソ画像・LiDAR点群・3D都市モデル)</li> <li>・VEXCEL DATA PROGRAM (DSM・True Ortho画像・Oblique画像)</li> </ul>	<ul> <li>3Dデジタルマップがリソースデータの二次的著作物にあたる場合</li> <li>リソースデータの著作権は、リソースデータ提供関係者に帰属</li> <li>リソースデータの使用許諾のみを3Dデジタルマップ提供者が得る</li> <li>3Dデジタルマップは、リソースデータの二次的著作物となるため、二次利用(二次的著作物の作成、第三者への提供ほか)は、リソースデータ提供者関係者の承諾が必要となる</li> </ul>
庁内・その他行 政機関	<ul><li>・庁内</li><li>・国機関・市町村その他行政機関</li></ul>	<ul> <li>・都市整備局(土地利用現況調査)</li> <li>・主税局 (撮影成果・家屋経年異動判読情報)</li> <li>・国土交通省都市局(PLATEAU)</li> <li>・国機関・市町村その他行政機関 (道路台帳図・航空写真・航空レーザー・ MMS点群 ほか)</li> </ul>	<ul> <li>・3Dデジタルマップがリソースデータの二次的著作物にあたらない場合</li> <li>▶ リソースデータの著作権は、リソースデータ提供関係者に帰属</li> <li>▶ 3Dデジタルマップの著作権は、3Dデジタルマップ提供者に帰属する</li> </ul>
施設管理者	•民間事業者	<ul><li>・施設所有者(BIMデータ・CIMデータ)</li><li>・インフラ事業者(地下施設)</li></ul>	<ul><li>・ 二次利用に係る一切は、3Dデジタル マップ提供者の判断により可能となる</li></ul>

# 3Dデジタルマップのデータリソースとの関係について (2)

### 3Dデジタルマップ

- ・施設等の立体形状 + 属性情報 を備えた地理空間情報のデータベースの体裁をなす創作性を有する著作物
- 様々なリソースデータを組み合わせて作成されることから、リソースデータとの権利保持者との二次利用のための取り決めが必要
- 「他社(取得元)から取得したデータを使用する場合には、取得元との契約を十分に確認した上で契約遵守を徹底することが求められる。」(出典: SOCIETY5.0 データ利活用のポイント集 データ利活用の共生が生み出す新しい価値 -経済産業省経済産業政策局知的財産政策室)

### 3Dデジタルマップ に想定されるリソー スデータ (例)

- 測量成果
- ▶ 公共測量成果
- ▶ 現地3D計測点群
- > 空中写真画像
- ▶ 航空レーザー計測
- 経年変化地点 + 経 変変化内容
- ▶ 施設管理台帳(道路台帳・地下埋設物のデータ)
- 地図
- ▶ 都市計画基礎調査 基図
- ▶ 都市計画基本図 (白図)
- プロダクト販売
- ▶ 高解像度画像
- ▶ 高精度DEM/DSM
- ▶ 高密度点群
- 施設設計データ
- ➤ BIM/CIMデータ

### リソースデータが測量成果である場合

- オープンデータ化を見据えてあらかじめ発注仕様書においてデータの権利(著作権・著作者人格権)の所在等を明文化することを推奨
- 3 次元地図において二次利用促進(地理空間情報の著作権)について配慮の必要性を提示 →3Dデジタルマップは二次的著作物(※国土地理院 3 次元地図検討部会 報告書 令和2年11月2日測量行政懇談会)

### リソースデータが「地図」である場合

※国土交通省都市局と同見解

- 「地図」は、図式等に従い取得されたものであり、著作物性がないリソースデータであるとする考え方
- ・富山市住宅地図事件(富山地判昭和53.9.22)判例 「一般に,地図は,地球上の現象を所定の記号によって,客観的に表現するものにすぎないものであって,個性的表現の余地が少く,文学,音楽,造形美術上の著作に比して,著作権による保護を受ける範囲が狭いのが通例ではある。・・・」
- ・リソースデータである「地図」が、仮に著作物性が存する場合であっても「地図」と 3Dデジタルマップの両者において、本質的な特徴における同一性が存在するとはいえ ないとする考え方
- →リソースデータである「地図」に対する3Dデジタルマップの二次的著作物性を否定。 3Dデジタルマップは独自の創作物。

### リソースデータが使用許諾権のみの提供である場合

- ・リソースデータは、3Dデジタルマップの整備・更新のみに使用するなどライセンスに 応じ限定的に許諾されたものとなる可能性
- 作成された3Dデジタルマップをもとに、さらなる二次的著作物の作成や、その二次利用(二次的著作物の第三者へ配布やオープンデータ化)は、別途契約が必要となる可能性(※民間事業者へのヒアリング調査より)

- 3Dデジタルマップ の整備・更新に使 用するリソース データに応じて、 3Dデジタルマップ の二次的著作物性 が定まる。

# データリソースとパーソナルデータについて(案)

個人情報のうち画像データ、点群データから判読できる可能性があるものは、顔判読可能な画像、顔認識データ※になりうる顔骨格情報、歩行の際の姿勢その他歩行の態様である。

※顔認識データ・・・顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報

項目	個人情報の 基準	計測向き	パーソナルデータに該当しない	パーソナルデータに該当する可能性がある (※顔画像を粗くするなど公開時に処理が必要)
画像	具体的な人物の顔が判読で	上空からの計測	<ul><li>・航空写真</li><li>・UAVで撮影した空中写真のうち 顔が写っていないもの</li></ul>	•UAVで撮影した空中写真のうち顔が写っているもの (地上解像度5cmより高解像度の場合、顔判読が可能か確認が必要)
データ	データきる	側面からの計測	_	<ul><li>・MMS写真</li><li>・台車型計測機器から取得した写真</li><li>・バックパック計測機器から取得した写真</li></ul>
		上空からの計測	<ul><li>・航空レーザ計測</li><li>・UAVレーザ計測</li></ul>	_
点群データ	顔認識データ *になりうる	側面からの計測	<ul><li>MMSレーザ計測</li><li>台車型レーザ計測</li><li>バックパックレーザ計測 (400~1,600点/㎡)</li></ul>	■今後、技術の進歩により1600点/㎡以上の点群計測が可能になる場合は、顔認証データ*となりうるか歩行姿勢などの分析が可能か検証が必要である。

#### ■個人情報の保護に関する法律施行令

(個人識別符号)

- 第一条 個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。
- 一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保 護委員会規則で定める基準に適合するもの
- ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

### ■地理空間情報の活用における個人情報の取り扱いに関するガイドライン(測量成果等編)

- 3.1.3.測量成果等における個人識別の可能性
  - ・・・空中写真(地上画素寸法5cm程度)では、特定の個人を識別することはできない。・・・

#### ■東京都官民連携データプラットフォームポリシー(素案)

- 第15条(提供対象データにパーソナルデータ等が含まれる場合の同意取得の確認等)
- ・・・パーソナルデータの主体又は個人情報の本人から当組織に対する提供について同意を取得していること、及び提供対象データの提供によってプライバシー、名誉その他 の人格権又は人格的利益を侵害することがないことを表明し、保証しなければなりません。・・・

# 土地・建物等の資産をデータ化する際に配慮すべき事項(案)①

対象となる土地や建物の防犯上の観点から整理

※取得したデータの管理上の情報セキュリティポリシーは、デジタルサービス局の方針に沿って別途整理が必要

資産の特性	想定される施設の例	屋外部分	屋内部分	配慮すべき事項
セキュリティ レベル高い公 共施設	<ul><li>警察署、裁判所、刑務所</li><li>防衛施設、発電所</li><li>空港、港湾施設、鉄道施設</li></ul>	<ul><li>関係者以外立ち入り 禁止エリア</li><li>特に防犯上の配慮が 必要な敷地範囲</li></ul>	・一般の利用者は立入 禁止のフロアや、通 行禁止の通路など	<ul><li>・データ化の可否やデータ化した際の 取扱いについて、機密保持、セキュ リティ確保の観点から配慮が必要</li><li>・原則、データの公開は不可</li></ul>
機密性の保持が求められる	・公共施設や商業施設のバックヤード(施設関係者のみ立入可能な区域)	・職員専用の出入口 (業務用出入口)	・一般の利用者は立入 禁止のフロアや、通 行禁止の通路など	・施設の防犯上の観点から、データ化 に際して配慮が必要
施設	・個人の所有する住居や施設	・個人の所有する住宅 の出入口(玄関・勝 手口)	・個人の所有する住宅 の居室内	・防犯上の観点に加え、プライバシー 保護の観点からも配慮が必要
上記以外の施設	<ul><li>一般の利用者が使用する公 共施設(鉄道駅・市民ホー ル・市役所)</li></ul>	•一般の利用者が使用 する出入口	•一般の利用者が利用 する通路	<ul><li>データ化することに、特段の配慮すべき事項はない。</li><li>ただし、屋内部分のデータ化に際し</li></ul>
	<ul><li>一般の利用者が使用する民間施設(デパート、映画館、地下街)</li></ul>	・公道から見える範囲 に設置された出入口	<ul><li>駅、デパートなどの 一般の人が利用でき る通路</li></ul>	ただし、屋内部がのデータ化に際しては、施設管理者の許諾や調整が必要となる

# 土地・建物等の資産をデータ化する際に配慮すべき事項(案)②

## 対象となる土地や建物の資産価値に与える影響の観点から整理

情報の種類	特性	具体例	取得データの公開可否の 方針(案)
法令による規制 (建築基準法 ほか)	・法令に基づき、地方自治体の首長により指定される区域	<ul><li>都市計画法、建築基準法の法令に基づく制限</li><li>土砂災害警戒区域</li><li>津波災害特別警戒区域</li><li>都市計画道路境界線</li><li>ほか</li></ul>	<ul> <li>公開可</li> <li>ただし、対象となる情報の管理者と、公開する際の条件等の確認や調整が必要となる。例えば、取扱いに配慮が必要な情報(センシティブな情報)などは、小縮尺地形図上での公開は可能とするが、大縮尺・中縮尺では公開しないなどが想定される。</li> </ul>
現況 (通常の屋外で確認でき るもの(公道上から見え る状態にあるもの))	・土地や建物の状態が、沿道から 視認できる	<ul><li>土地の利用状況</li><li>建物の用途、構造、階数 ほか</li></ul>	<ul><li>・公開可</li><li>・原則として、誰しも公道上から視認できるものであり、データ化して公開する事は差支えないものと考えられる。</li></ul>
シミュレーション予測(浸水想定ほか)	<ul><li>・シミュレーションによる予測値は、設定する与条件により計算結果が変わる</li><li>・シミュレーション結果が示す空間範囲の位置正確度の取扱には注意が必要</li></ul>	<ul><li>・予測浸水深(○メートル)</li><li>・浸水深(○メートル) ほか</li></ul>	<ul><li>・公開可(但し、個々の建物の属性情報としては非公開)</li><li>・シミュレーションに基づき想定される災害の規模や想定される範囲は、条件により変わることや、その範囲の位置精度も取扱いに注意が必要であるため</li></ul>

# 提供用データのアクセス権の検討において考慮すべき課題(案)

属性情報を伴う3Dデジタルマップのオープンデータ化を図る際に、パーソナルデータ、プライバシーや個人情報の保護、防犯上のセキュリティの確保、元データの権利関係などの観点から考慮が必要

考慮すべき観点	オープンデータ化を 図る際の留意事項	対応策	3 Dデジタルマップにおける解決策 (案)
パーソナルデータ (個人を特定する情報)	<ul><li>・顔が判読できる</li><li>・個人が特定できる</li><li>・プライバシーの確保</li><li>・個人情報保護</li></ul>	<ul><li>対象データのクレンジングする (画像解像度を調整)</li></ul>	• 顔等マスキングしたテクスチャを用いる
パーソナルデータ (資産に関する情報)	<ul><li>・個人所有資産の特定</li><li>・資産価値への影響</li></ul>	・想定に基づく想定値、解析による推定値や法令上の規制情報 (建築制限等)などの資産価値 に影響を与える情報について、 利用者に応じたアクセス権の設 定を行う	<ul><li>・資産価値に影響を与える情報について、利用者に応じたアクセス権の設定を行う</li><li>・想定に基づく想定値、解析による推定値の扱いについて配慮する(原則、非公開とする)</li></ul>
セキュリティ (個人の施設、表札、防犯力 メラ設置位置)	<ul><li>・個人所有資産の特定</li><li>・防犯上のリスク</li></ul>	•個人所有資産の特定や、防犯上のリスクにつながる情報をクレンジングする	<ul><li>・資産価値に影響を与える情報について、利用者に応じたアクセス権の設定を行う</li><li>・防犯カメラ等マスキングしたテクスチャを用いる</li></ul>
対象データの権利等	<ul><li>対象データの著作権</li><li>二次的著作物の作成と 第三者提供</li><li>使用権(利用権)</li></ul>	<ul><li>・素材データ提供者に著作者人格権の行使をしない旨の承諾を得る</li><li>・二次的著作物の作成と、その第三者提供が可能となるようなライセンス契約の締結</li></ul>	<ul><li>素材データ提供者の事業が継続可能なスキー ムの構築が必要</li></ul>
市町村の独自情報	<ul><li>・市町村の制定する個人 情報保護条例</li></ul>	<ul><li>対象市町村の想定する個人情報 保護条例に沿って、公開情報を 制限する</li></ul>	<ul><li>・資産価値に影響を与える情報について、利用者に応じたアクセス権の設定を行う</li><li>・対象市町村の制定する個人情報保護条例に沿ったフィルタリングをかけた情報にする</li></ul>

# 提供用データの加工区分の考え方

- R2モデル事業における東京都と国土交通省都市局とのPLATEAUに係る協定を踏まえつつ、東京都の提供用データの加工区分の精緻化を図る
- 3 Dデジタルマップを構成する個々の建物に関する属性情報の公開可否は、 その内容が公表されることによる影響に基づき判断を行う ものとする。
  - 建物現況調査は、個々の建物の不動産価値等の算定を目的とした調査ではないにも関わらず、 その結果を公開することで、個人の所有する資産価値に影響を与える可能性がある。
  - 災害ハザード情報は、個々の建物に対する想定されるリスクを解析したものではなく、浸水 想定範囲を面的に解析したものであり、特に、その境界付近においては、想定されるリスク に情報のあやふやさを含むものとなる。
- 提供可能な個々の建物に対する属性値を集計もしくは解析等に用いることや、
   その結果を公開することは可能とする(⇒「提供加工版」を想定)
  - (属性値そのものは公開しない)集計・解析的な使い方であれば許容する
  - 二次的利用として、グルーピングした主題図により公開することは許容できる
- ・ 提供用データの利用範囲(アクセス権)の観点で整理する
  - 情報が公開されることによる個人情報の観点、防犯上の観点、資産価値に与える影響の観点 から、提供用データの種別や属性情報の種類に応じてアクセス権を設定

# <参考>国土交通省3D都市モデルの属性データの公開可否状況

- 国土交通省3D都市モデル(PLATEAU)に付与する属性情報については、東京都と国土交通省都市局との協定により取決めがされている。
  - 「別図に示した区域」(**LOD2の整備エリア**)と、「左記以外の区域」(**LOD1の整備エリア**)ごとに、公開可否を 3 分類
    - A:公開、ダウンロード可
    - B:公開可(閲覧のみ)
    - C:公開不可、甲の事業のための利用又は学校法人等による研究目的のための貸与可
  - 土地利用現況調査の公開状況
    - LOD1の整備範囲については、「土地利用分類」および「土地利用細分類」が公開不可
    - 整備範囲に関わらず、「変化の有無」および「過年度修正の有無」については、公開不可
  - 建物現況調査の公開状況
    - LOD1の整備範囲については、主要な建物構造に関わる属性は公開不可 (LOD2の整備範囲:閲覧のみ)
      - 建物地上階数・建物地下階数・建物構造・建物用途分類・延べ面積換算コード・建物用途細分類・延べ面積換算係数
    - 整備範囲に関わらず、「変化の有無」および「過年度修正の有無」、「調整事項」、「説明注記」ついては、公開不可
  - 都市計画情報の公開状況
    - ・ 整備範囲に関わらず、公開・ダウンロード可

# <参考>国土交通省3D都市モデルの属性データの公開可否状況

下表の各データを含む国土交通省 3 D都市モデル(PLATEAU)については、都との協定で、次のA、B又は Cの範囲内で公開等を行うことができることとしている。

データ名		公開等の可否		
		別図に示した区域 (LOD 2 整備範囲)	左記以外の区域 (LOD1整備範囲)	
	矩形	Α	Α	
	図形面積	Α	Α	
	土地利用分類	В	С	
	土地利用細分類	В	С	
土地	区市町村コード	Α	А	
	大字・町コード	Α	Α	
利	町・丁目コード	Α	Α	
工地利用現況	13+区市町村コード +大字・町コード+ 町・丁目コード	Α	А	
	区市町村名称	Α	Α	
	町丁目名称	Α	Α	
	変化の有無	С	С	
	過年度修正の有無	С	С	

		公開等の可否		
	データ名	別図に示した区域 (LOD2整備範囲)	左記以外の区域 (LOD1整備範囲)	
都	用途地域	Α	Α	
市計	高度地区	Α	Α	
都市計画情報	防火及び準防火地域	Α	Α	
報	地区計画	Α	Α	

	公開等の可否		
データ名	別図に示した区域 (LOD2整備範囲)	左記以外の区域 (LOD 1 整備範囲)	
矩形	Α	Α	
図形面積	Α	Α	
建物地上階数	В	С	
建物地下階数	В	С	
建物構造	В	С	
建物用途分類	В	С	
延べ面積換算コード	С	С	
建物用途細分類	В	С	
延べ面積換算係数	В	С	
区市町村コード	Α	Α	
大字・町コード	Α	Α	
町・丁目コード	Α	Α	
13+区市町村コード +大字・町コード+ 町・丁目コード	Α	Α	
区市町村名称	Α	Α	
町丁目名称	Α	Α	
変化の有無	С	С	
過年度修正の有無	С	С	
調整事項	С	С	
説明注記	С	С	
	図形地とは 建物 と と 大町 11+町区町変過調を は 物地 は は 物 が 構 が が は か が 構 が が が が が が が が が が が が が が が が が	データ名別図に示した区域 (LOD 2 整備範囲)矩形A図形面積A建物地上階数B建物地下階数B建物構造B建物用途分類B延べ面積換算コードC建物用途細分類B延べ面積換算係数B区市町村コードA大字・町コードA13+区市町コードA13+区市町コードA町・丁目コードA区市町村名称A町丁目名称A変化の有無C過年度修正の有無C調整事項C	

# 提供用のデータ加工区分ごとのアクセス権の精緻化の観点

- 「地物データ群」と「属性群」に分けて整理する
  - 「範囲(都全域・拠点)」、「施設・構造物」という観点を地物データ群、属性群として整理
  - 地物データ群については、建築物、道路、橋梁、トンネル、都市設備、植生、地形(起伏)、水部についてアクセス権を整理
  - 属性群については、災害ハザードや土地利用現況などの属性情報の確からしさや公表されることによる影響の観点に着目してアクセス権を整理
- ・ フルスペック版(都全域版)とは別にマスターデータを管理
  - マスターデータは高機密情報(安全保障に係る施設等)や個人情報関連データが含まれるため、 非公開・クローズド管理とし、マスターデータの管理者のみがアクセス・編集可能とする
  - フルスペック版(都全域版)は高機密情報(安全保障上に係る施設等)や個人情報を削除した包括的データセットとする
  - 区市町村版は、フルスペック版と同内容のものをそれぞれの区市町村に分割する(分割の際は、 製品仕様書の7.2配布媒体情報(80p~82p)を参照する)
- ・ 提供フォーマットはデータ流通性に配慮し統一化を図る
  - PLATEAUやG空間情報センターで公開されているフォーマット、都の共通ルールやデジタルツイン検討などを踏まえたデータ形式とする
- ・ その他
  - データ版毎にデータ概要及び想定利用者を整理する

# 提供用のデータ加工イメージ ~アクセス権区分~(1)

- ・ 3Dデジタルマップの形状は、その詳細度が向上するほど、建物形状などの構造が明らか になるため、所有者のセキュリティーやプライバシー保護の観点で考慮が必要となる
  - 上記の観点から、地物に応じたアクセス権の方針を設定する

地物	3Dデジタルマップの形状の特性	アクセス権の視点
建築物	<ul> <li>建物の外周形状 (フットプリント) が把握可能 (LOD1)</li> <li>建物の概ねの高さもしくは屋根形状が把握可能 (LOD1)</li> <li>テクスチャがある場合は、窓や出入口の位置を把握 可能(LOD2)</li> </ul>	<ul> <li>建物の外周形状(フットプリント)と屋根形状が把握可能な程度の詳細度(LOD1及びLOD2)であれば、一般利用者含め、全ての利用者に公開しても差し支えない。</li> <li>一方、LOD2であってもテクスチャが付きの場合は、通常の人の目線からでは見えない塀の内側にある窓や出入口の位置が把握できる可能性があり、データ公開にあたり配慮が必要となる。</li> </ul>
	<ul><li>位置正確度の確保された建物開口部(窓や出入口等)の位置や形状の把握が可能(LOD3)</li><li>建物の内部構造が把握可能(LOD4)</li></ul>	• 建物開口部の位置や屋内構造が把握可能なレベル(LOD3及びLOD4)となるため、セキュリティやプライバシーの確保の観点から、データ利用者について配慮する必要がある。
道路	・ 道路の位置(LOD1)/道路区分(LOD2)/詳細形状 (LOD3)を把握可能	<ul> <li>道路の位置/概形が把握可能な程度(LOD1及びLOD2)であれば、一般利用者含め、全ての利用者に公開しても差し支えない。</li> <li>道路の詳細形状や構造が把握可能なレベル(LOD3)の場合は、セキュリティ・防衛の観点から、データの利用を特定の利用者に制限するなど、配慮する必要がある。</li> </ul>
	・ 地下通路の形状(LOD3及びLOD4)を把握可能	• 地下通路構造が把握可能なレベル(LOD3及びLOD4)の場合は、セキュリティ・防衛の観点から、データの利用を特定の利用者に制限するなど、配慮する必要がある。